

■イベントづくり委員 募集

(総務課)

町では、町の活性化と住民相互のふれあいを目的としたイベント等の企画・運営をしていただけるボランティアのみなさんを募集します。

町イベントの充実と活性化に對して、意欲のある方のご応募をお待ちしております。

○内容

イベントの企画・運営（五霞ふれあい祭りなど）を行っていただきます。

○応募資格

イベントに興味があり、町内に在住・在勤する18歳以上の方

○募集について

随時、受付を行っています。

○応募方法

総務課またはホームページに掲載してあります「応募申込書」に必要事項をご記入のうえ、総務課までご持参いただくか、郵送・FAX・Eメールで送付してください。

○その他

報酬はありません。

Q1 イベントの企画・運営って、

実際何をやるの？

A1 たとえば、五霞ふれあい祭りでは、来場者に楽しんでも

らせるプログラムをどのような内容にするか、その内容をどのような方法で、充実させていくかなどを実行委員として、アイデアを出して、企画の検討・決定をしていただきます。

そして、当日には企画した内容を実際に運営していただくこととなります。

Q2 だれでも入れますか？

A2 資格の要件さえあれば、だれでも委員になれます。

Q3 会議は昼間ですか？夜ですか？

A3 平日の夜または土曜日の午後開催することが多いです。

みなさんの都合にあわせて、なるべく多くの方が参加できるようにしています。



○お問い合わせ

総務課 企画政策G

(内線227)

■我が家の主役募集

(総務課)

広報ごかでは、毎月「我が家の主役」と題し、3歳ぐらいまでのお子さまを掲載しています。このコーナーにあなたのお子さまを掲載してみませんか。

ご希望の方は、総務課または町ホームページにあります応募用紙に必要事項を記入し、写真を添えてお申し込みください。

なお、掲載は受付順となっており、一度掲載された方は見送らせていただきます。

○お問い合わせ

企画・政策G (内線227)

相談

■消費生活相談窓口の お知らせ

(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください。

○日時

5月11日(木)

午前9時から午後4時30分まで

で
(ただし、正午から午後1時を除く)

○場所 役場庁舎内

○お問い合わせ

地域産業G (内線262)

■生活相談のお知らせ

(総務課)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。

個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

- ・ふれあいセンター
- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

☎(84)3595

■法的トラブルに巻き込まれたときの相談窓口

(総務課)

「法テラス」の正式名称は、「日本司法支援センター」です。

「陽当たりのよいテラスのように安心できる場所」という思いを込めて名付けられました。

総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された公

的な法人です。

法テラスは、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられることを目指して設立されました。

法的なトラブルに巻き込まれ、どこに相談すればよいか分からない人のために、法テラスの専門オペレーターが、相談内容に応じて、法制度や相談機関・団体などの紹介をします。料金は無料です。

また、民事裁判の費用にお困りの方には、費用を立て替える「法律扶助」も行っています。法的トラブルがどうかわからない場合でも、お気軽にお問い合わせください。

○電話番号

☎0570-078374

○開設時間

月から金曜日まで
午前9時から午後9時まで
土曜日

(午前9時から午後5時まで)
※日曜日、祝祭日はお休みです。

○お問い合わせ

法テラス茨城
☎050-3383-5390
(午前9時から午後5時まで)